

南スーダンにおける国際平和維持活動（PKO）のために派遣する自衛官に対し「駆けつけ警護」の新任務と武器使用権限を付与する閣議決定に抗議し、その撤回と安保法制の廃止を求める会長声明

1、政府は、本年11月15日、同月20日から南スーダンへ派遣する自衛隊PKO第11次隊に対し、改正「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」（改正PKO法）に基づく「駆けつけ警護」の新任務と任務遂行のための武器使用権限を付与する閣議決定を行った。「駆けつけ警護」とは、離れた場所にいる平和維持活動に従事する者等に侵害・危険が生じた場合に、緊急の要請に応じて生命・身体を保護することをいうが（法第3条5号ラ）、同活動の新設に伴い駆けつけ警護のための武器使用も許容されることになった（法第26条2項）。これにより、従前は自己保存型（正当防衛・緊急避難）に限定されていた武器使用基準が緩和され、任務遂行のための武器使用権限が付与されることまでが可能となった。

2、これまで当会は、改正PKO法は、個別的自衛権の範囲を超えた実力行使を行うことを認めるものであり、憲法前文及び第9条に違反すること、これらの憲法の条項を憲法改正手続によらずに法律の制定により実質的に改正する点で、立憲主義にも違反すること等を理由として、改正PKO法案を含む安全保障法制の制定に反対し、制定後は廃案とするよう強く求めてきた。

今回の閣議決定は、かかる憲法違反の法律に基づいて南スーダンへのPKO派遣部隊に「駆けつけ警護」の新任務と任務遂行のための武器使用を認めるものであり、到底許されない。

3、政府は、改正PKO法においても維持されているPKO参加五原則が満たされているか否かにつき、南スーダンにおいて、反政府側が系統だった組織性や支配が確立されるに至った領域を有していないこと、政府側も反政府側も事案の平和的解決を求める意思を有していることを根拠に、「国家に準ずる組織」は存在しておらず、PKO法上の「武力紛争」が発生したとは考えていないとする。

しかし、国連やアムネスティインターナショナルの報告書によれば、南スーダンでは本年7月8日に、首都ジュバで政府側と反政府側の軍隊が武力衝突して大規模な戦闘が発生し、多数の住民を含む数百人が数日間の中に死亡している。国連本部の数メートル先で大砲、戦車、武装ヘリが使用されたため、国連本部の182の建物が被弾、中国のPKO隊員2名が死亡し、多数の避難民の

死傷が発生した旨報告されている。また、上記報告書によれば、政府側と反政府側との大規模な戦闘の際、政府側兵士が、住民に対する殺人、略奪、性的暴力等の甚大な人権侵害を行ったと報告されている。

そして、本年10月20日には反政府勢力の指導者である元副大統領が、7月に起きた戦闘で和平合意と統一政権は崩壊したと考えているとの見解を示した。

このように、南スーダンでは、政府側と反政府側が軍隊を展開し、住民を巻き込んだ戦闘行為により、数百人が犠牲となる事態が生じているのであり、日本政府の見解はこれらの実情を全く無視するものである。また、PKO参加五原則の1つである「紛争当事者の停戦合意の成立」は崩壊していると言わざるを得ず、日本政府は本来なら自衛隊を即時撤退させなければならないはずである。

このような状況下において、自衛隊に、駆けつけ警護の任務遂行のための武器使用を認めた場合、相手側が政府側であろうと、反政府側であろうと、憲法第9条が禁止する「国際紛争を解決する手段として」の「武力の行使」となることは避けられないと考える。

また、それによって、自衛隊員が戦闘行為によって犠牲となり、自衛隊員が誤って民間人を殺傷してしまうことが憂慮される。

4、よって当会は、南スーダンに派遣する自衛隊に対して「駆けつけ警護」の新任務と武器使用権限を付与する閣議決定に抗議し、その撤回を求めるとともに、改めて改正PKO法を含む安保法制の速やかな廃止を求めるものである。

2016（平成28年）12月15日

釧路弁護士会

会長 武部 雅 充